

60代~  
夫婦で始める!

# 終活・生前対策の

## 無料相談窓口を開設しました!



いよいよ超超高齢社会に突入し、長生きにともなうリスクやトラブル対策が必要な時代になってきました。

当社にも、終活・生前対策（相続・遺言・家族信託）などについて、さまざまなお問い合わせが寄せられています。

そんな皆様のお声に応えるため、相続専門の司法書士と連携し、相談窓口（無料）を開設いたしました。些細なことでも結構です。どうぞ、お気軽にご相談をお寄せください。

このようなご不安やお悩みは、先延ばしせず、お気軽にご相談ください!

### 保険について

- 死亡時に証券が見つからない。
- 親が入っている保険を子どもが知らない。

※上記の場合保険金請求ができなくなる  
可能性があります!

### 遺産分割について

- 財産が土地しかなく、売却して遺産分割を済ませたい。
- 他の相続人の所在が分からず、話し合いが進まない

### 財産の名義変更について

- 高齢のため自分では手続きが難しい。
- 働いており昼間に手続きする時間がない。
- 預貯金、株式、会員権の名義変更方法が分からない。

### 相続税申告について※

- 相続税がどの程度かかるか知りたい。
- 相続税申告に必要な手続きを知りたい。
- 税務署から書類が送られてきた。  
税務調査が心配。

※税務相談については税理士が同席いたします。

### 遺言について

- 遺産が少しでも遺言を書いた方がいい?
- やっぱり公正証書遺言にするべき?
- 遺言書はあるが、具体的な手続きが分からない。

### 相続対策について

- 相続税がかかる場合・かからない場合とは?
- 今からできる相続対策をしておきたい。
- 暦年贈与のポイントと落とし穴。

 あんしん終活



090-8873-7825

お問合せ窓口

〒943-0834

新潟県上越市西城町2-10-25

担当:相続診断士 渡辺義彦(わたなべ よしひこ)

### ご相談場所について

- ①弊社事務所
- ②ご自宅へのご訪問
- ③その他

# 相続・生前対策のポイントを専門家が解説！

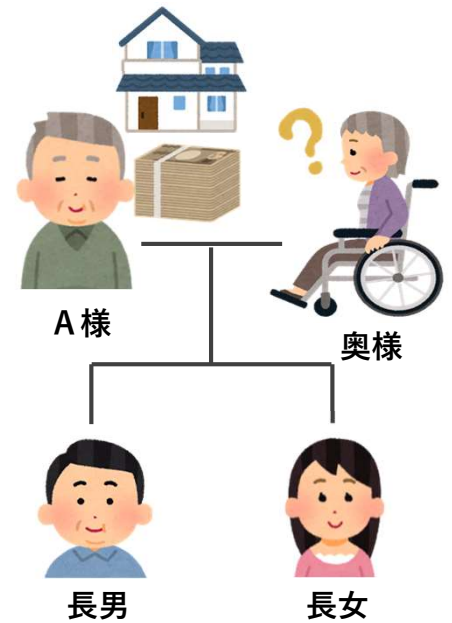
こんな状況が当てはまったら、無料相談をご利用ください！

あんしん終活 終活カウンセラー 渡辺義彦

## “家族信託”を活用！認知症による財産凍結の予防

ご状況

奥様は数年前から認知症を発症し、在宅介護をしています。長男、長女ともに独立して家を出ているため、訪問介護などを利用しています。このところ、A様も体調がすぐれないとのこと。今の状況でA様が認知症になると、財産凍結が起こり、奥様やご自身の生活に深刻な影響がでる恐れがありました。



対策

今回のケースでは、A様とご長男の間で家族信託契約を結びました。

家族信託とは、目的に沿った財産の管理を、ご家庭などに“信じて託す”ことができる制度です。

もしA様が認知症になってしまっても、息子さんが代わりにA様の預金を管理できます。また、ご長男が、ご自宅の売却などを行い、A様ご夫婦の介護・生活資金を確保することができます。

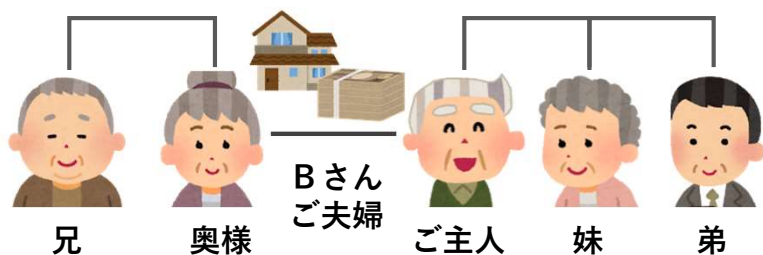
## 遺言がないと大変なことに！お子様のいないご夫婦の相続対策

ご状況

B様ご夫婦はお子様がおらず、お二人暮らしです。また、ご主人、奥様それぞれに兄弟姉妹がいます。

奥様の家系は地主であり、土地と自宅はご夫婦での共有名義になっているとのこと。

もし、この状況で相続が発生すると、残された方＋亡くなった方の兄弟姉妹が法定相続人になります。その結果、遺産分割が複雑になり、場合によっては不動産を売却しなければならない、といった状況になる恐れがあります。



対策

このようなケースでは、B様ご夫婦の間で、相互に遺言（公正証書遺言）を作成しておく必要があります。

こうすることで、兄弟姉妹との遺産分割協議が必要なくなり、手続きに伴う手間や精神的な負担を軽減することができます。

兄弟姉妹にも相続の権利（遺留分額請求）は残りますので、金銭の支払いなどで対応する必要があります。ですが、分割の難しい不動産についてのトラブル（売却して金銭で支払わなくてはならないなど）は防ぐことができます。